

トピックス

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

決定済み
適用待ちの改正

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

——は変更あり（神奈川県以外は変更あり）

北海道	10.21%	石川県	9.94%	岡山県	10.02%
青森県	9.49%	福井県	10.07%	広島県	9.95%
岩手県	9.63%	山梨県	9.94%	山口県	10.20%
宮城県	10.01%	長野県	9.55%	徳島県	10.19%
秋田県	9.85%	岐阜県	9.91%	香川県	10.33%
山形県	9.84%	静岡県	9.85%	愛媛県	10.03%
福島県	9.59%	愛知県	10.02%	高知県	9.89%
茨城県	9.66%	三重県	9.94%	福岡県	10.35%
栃木県	9.79%	滋賀県	9.89%	佐賀県	10.42%
群馬県	9.81%	京都府	10.13%	長崎県	10.17%
埼玉県	9.78%	大阪府	10.34%	熊本県	10.30%
千葉県	9.77%	兵庫県	10.18%	大分県	10.25%
東京都	9.98%	奈良県	10.22%	宮崎県	9.85%
神奈川県	10.02%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.35%	鳥取県	9.68%	沖縄県	9.52%
富山県	9.62%	島根県	9.92%	—	—

2 介護保険料率〔全国一律／40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律 1.60%（1.82%から変更）

⑧ 健康保険組合が管掌する健康保険は、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★ 神奈川県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。

給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。

また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和6年度における改定は予定されていません。

花粉飛散量が「極めて多い日」はテレワークの検討も

◆表示ランクを30年ぶりに改定

日本花粉学会は昨年12月、花粉飛散量の表示ランクを30年ぶりに改定し、これまでの「非常に多い」というランクを1日1平方センチあたりのスギ・ヒノキの花粉数50個以上から100個未満に改訂し、新たに100個以上の日を「極めて多い」とすることとしました。

◆外出を避け「テレワーク」の活用も

リーフレットには、予防策として、顔にフィットするマスクやメガネの着用や、花粉飛散の多い時間帯（昼前後と夕方）の外出を避けることを挙げています。また、職場の対策として、まだ発症していない人にもテレワークを活用するなどの予防行動をとることを推奨しています。

テレワークが可能な業務については、鼻水やくしゃみがひどくて仕事を手につかないよりも賢明な選択肢といえるかもしれません。



お仕事
カレンダー
3月



3/11

● 2024年2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限

4/1

● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

決定済み
施行待ち

令和6年10月から、常時50人を超え100人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。
この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか？

……………令和6年10月からの更なる適用拡大の具体的内容①／企業規模要件の判定……………

●51人以上（50人を超え）とは、「使用する被保険者の総数が常時50人を超える」ということです。
具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。

①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

〈補足〉このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。



注意点

・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。

・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

●では、「常時50人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。
具体的には次のとおりです。

①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

★このように判定した厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超え100人以下の適用事業所が、令和6年10月から新たに特定適用事業所となります。

特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。

特定適用事業所に該当した場合は、

①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります。

（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）

②個人事業所の場合は、各適用事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります。（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。）

***手続きの委託顧問先様へは該当する場合、社会保険労務士法人ブレインスターからもご連絡させていただきます。**

【厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（令和6年10月施行分）」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf>

七十二候の暦（こよみ）

3月25日～3月29日頃



桜始開(さくらはじめてひらく)

青空に咲く桜を見上げて、お花見の季節になりました。今年は4年ぶりの制限なし。もちろん人に迷惑をかける程度におしゃべりとお酒とお弁当を満喫しましょう。
受験生にも桜が咲きますように！



社会保険労務士法人 ブレインスター

代表 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F

TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065

URL:http://brainstar.jp

施行待ちの改正

労災保険率を改定 令和6年4月から

令和6年4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。

- 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）……全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定……全25区分中、5区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。
- 請負による建設の事業に係る労務費率を改定

<労災保険率の改定について>

○改定された業種の例

- ・水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000分の62—改定 ↓ →1,000分の34
- ・食料品製造業：1,000分の6—改定 ↓ →1,000分の5.5
- ・ビルメンテナンス業：1,000分の5.5—改定 ↑ →1,000分の6

○改定されなかった業種の例（各率を据え置き）

- ・金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業：1,000分の88（最も高い労災保険率）
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：1,000分の3
- ・金融業、保険業又は不動産業：1,000分の2.5（最も低い労災保険率の一つ〔他に3業種〕）
- ・その他の各種事業：1,000分の3

⑥これらは、メリット制の適用がない場合の労災保険率です。



☆ 労働保険料の申告・納付（継続事業においては年度更新）に備えて、貴社の業種に適用される労災保険率の改定の有無などを確認しておく必要があります。

〈補足〉雇用保険率（例：一般の事業では1,000分の15.5）及び一般拠出金率（一律1,000分の0.02）については、令和6年度における改定は予定されていません。

厚生労働省から「企業における風しん対策」についてお知らせ

昭和37～53年度生まれの男性は、過去に公的な風しんの予防接種が行われていなかったため、他の方々よりも風しんにかかる可能性が高いということをご存じでしょうか？

厚生労働省は、その世代の男性を対象者として、風しん抗体検査と予防接種を無料で受けることができるクーポン券を送付しています。

同省では、このクーポン券を利用した「企業における風しん対策」を推奨しています。

* 妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあることから、特に注意が必要とされています。

- 予防が最重要ということで、企業に対して、対象者に送付されているクーポン券を利用して、風しん抗体検査を健診内容に含めることなどが推奨されています。

☆ **クーポンの利用期限は、令和6年度末（令和7年3月31日）までと予定されています。**

期限がおおむね1年後に迫っていることから、厚生労働省では、「企業における風しん対策」についても周知を強化しています。



例) 特定の医療機関に定期健診を委託しているケース
(厚労省の資料より)

- 委託先の医療機関との主な確認・調整事項
- ☑ 委託先の医療機関に、健診に風しん抗体検査を含めるように追加で委託
- ☑ **クーポン券の受け渡しについて調整**
- ☑ 検査の結果、抗体が不十分だった社員に対し、予防接種の案内をするよう依頼

「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」を確認しておきましょう

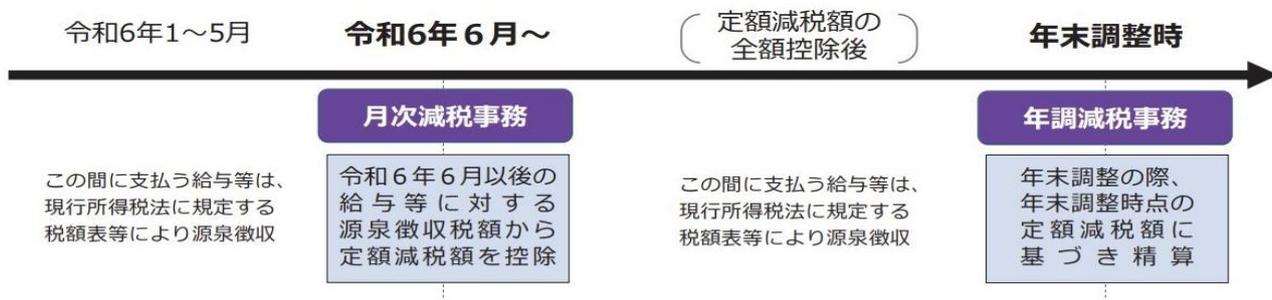
「令和6年度税制改正の大綱」に、令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。正式決定前ですが、その重要性から、正式決定した場合の定額減税の事務手続の内容が国税庁から公表されています。給与所得者（社員）に対する所得税の定額減税は、給与の支払者（会社）において行うこととされていますので、そのポイントを紹介しておきます。

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「**月次減税事務**」といいます。）と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「**年調減税事務**」といいます。）

の二つの事務を行うこととなります。



※ なお、定額減税額は本人分の3万円に、同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円を加算した額であり、同一生計配偶者又は扶養親族の有無や数は、基本的に、扶養控除等申告書により判断することとなります。

☆令和6年においては、給与計算の一環として、上記の事務手続が追加されることになりそうです。対象となる社員には、“合計所得金額が1,805万円以下”などの要件がありますが、扶養控除等申告書を提出しているほとんどの社員が対象になると思われます。

月次減税事務・年調減税事務の時期が近づいてきましたら、改めて、そのポイントをお伝えします。

なお、個人住民税についても定額減税が実施される予定であり、**令和6年度の住民税の特別徴収が少し変則的になる模様です。**

◆定額減税特設サイト

法案成立前でも、給与計算担当者（源泉徴収義務者）が早期に準備に着手できるよう、国税庁は特設サイトを設け、1月30日に各種パンフレット・資料等を、そして2月5日にQ&Aを公表しました。

◆「令和6年分所得税の定額減税Q&A」

Q&Aは、制度の概要、対象者の選定、月次減額の方法、年調減税の方法、源泉徴収票・給与支払明細書等への記載方法等、全23頁、計59のQ&Aから構成されています。

今回の定額減税は、給与計算実務に直接の影響がある内容ですので、資料やQ&Aを参考に、あらかじめ手順を確認しておくといでしょう。

【国税庁「定額減税 特設サイト」】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

【同「令和6年分所得税の定額減税のしかた」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

【同「令和6年分所得税の定額減税Q&A」】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

